

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案参照条文目次

一	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）	1
二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	9
三	肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）	11
四	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）	12
五	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	12
六	環境基本法（平成五年法律第九十一号）	13

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条 第六条）
- 第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施（第七条 第九条）
- 第四章 登録再生利用事業者（第十条 第十七条）
- 第五章 再生利用事業計画（第十八条・第十九条）
- 第六章 雑則（第二十条 第二十五条）
- 第七章 罰則（第二十六条 第二十九条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

- 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- 二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
- 3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。
- 4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。

二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

6 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要があるときは、食品関連事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品関連事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品関連事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該食品関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

(登録)

第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品(以下「特定肥飼料等」という。)の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再生利用事業(特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。)の内容
- 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
- 四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
- 五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
- 六 その他主務省令で定める事項

3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 第一項の登録を受けた者（以下「登録再生利用事業者」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき（第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の取消し）

第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

二 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

三 第十四条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 第十条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第五章 再生利用事業計画

（再生利用事業計画の認定）

第十八条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再生利用事業の内容及び実施期間

三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の農林漁業者等による利用に関する事項

- 四 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
- 五 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
- 六 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
- 七 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
- 二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができるものと認められること。
- 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第二項第四号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならぬ。

(計画の変更等)

第十九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る再生利用事業計画を変更しようとするときは、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を実施しておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

第六章 雑則

(廃棄物処理法の特例)

第二十条 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)(第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。))は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区。次項において同じ。)(の区域から第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。))の運搬に該当するものに限る。以下この条において同じ。))を業として行うことができる。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十八

条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあつては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者の委託を受けて、廃棄物処理法第七条第一項の運搬の許可を受けた市町村の区域から認定計画に係る第十八条第二項第四号の事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。

3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第六項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第十二項の規定は、適用しない。

（肥料取締法の特例）

第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしなければならないものが、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて特殊肥料（同法第二条第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。）の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合（次項に規定する場合を除く。）において、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行っている場合において、肥料取締法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があつたものとみなす。

（飼料安全法の特例）

第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第五十条第一項又は第二項の届出をしなければならないものが、第十条第一項の登録又は第十八条

第一項の認定を受けて飼料安全法第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による基本方針の改定及び同条第四項の規定による公表に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び

助言、第九条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する認定、同条第四項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 第十条第一項に規定する登録、同条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十条第五項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十条第六項（第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十四条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十六条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第六項の主務省令については、農林水産大臣及び環境大臣の発する命令

二 第七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項第七号の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十条第二項並びに第三項第一号及び第二号（これらの規定を第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第三項並びに第十七条の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣の発する命令

3 （略）

第七章 罰則

第二十六条 第九条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第五項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反した者

三 第十三条の規定による標識を掲示しなかつた者

四 第十四条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

五 第二十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

25（略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

711（略）

12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14（略）

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。))並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事

三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一(六) (略)

七 第七条の五、第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

八(十六) (略)

2 (略)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第九条の二、第十五条の二の六又は第十九条の三の規定による命令に違反した者

三六 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第十五項(第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項(第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二七 (略)

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)(抄)

(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第二十二条 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 肥料の名称

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(販売業務についての届出)

第二十三条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 販売業務を行う事業場の所在地
- 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）
 （製造業者等の届出）

第五十条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3 （略）

4 前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇八十九（略）		
九十 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録		
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第	登録件数	一件につき九万円

百十六号) 第十条第一項(登録)の規定による登録再生利用事業者
の登録(更新の登録を除く。)

九十一(百五十八) (略)

環境基本法(平成五年法律第九十一号)(抄)

(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3・4 (略)